

解 説

SPAN[®]採用に伴う先物・オプション取引に係る証拠金制度の改正について

本所は、グローバル・スタンダードとの調和を図る等の観点から、既に平成11年6月に先物・オプション取引に係る証拠金所要額の計算にCME(Chicago Mercantile Exchange)が開発した証拠金の計算方法であるSPAN[®](The Standard Portfolio Analysis of Risk[®])を採用することを決定しており、当「先物・オプションレポート」においてもVol.11 No.9からNo.11の3回に渡り、SPANの計算方法について解説してきました。

この度、平成11年12月の定例理事会において承認されました「SPAN[®]採用に伴う先物・オプション取引に係る証拠金制度の改正要綱」を掲載いたします。

改正趣旨は、先物・オプション取引に係る証拠金所要額の計算にSPANを採用することに伴い、先物・オプション取引に係る証拠金制度について所要の改正を行うものです。

主な改正概要は、「① 証拠金所要額の計算方法の変更」及び「② 緊急取引証拠金制度の導入」の2項目です。

① 証拠金所要額の計算方法の変更等

証拠金所要額について、現行においては、「(建玉)1単位当たりの証拠金額等」に基づき計算していますが、これを改めてSPANに基づき計算することとします。具体的には、先物・オプション取引の建玉についてSPANで計算した額からネット・オプション価値の総額(買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額)を差し引くことによって計算します。また、会員は、現行制度においては、各顧客の建玉の売り買い差引建玉(オプション取引の場合は売り超建玉)を全ての顧客について合計した建玉を申告していますが、これに代えて、当日の本所の定める時間までに、各顧客ごとの証拠金所要額を合計し

た額を、委託取引に係る取引証拠金所要額として本所に申告することとなります。

② 緊急取引証拠金制度の導入

SPAN導入に併せて、相場が大幅に変動した場合におけるリスク管理の観点から、緊急取引証拠金制度を導入することとします。緊急取引証拠金制度とは、相場が大きく変動した場合(基準の変動幅をあらかじめ定めておき、前場取引終了時点で当該変動幅を超えた場合に発動するというスキームにする予定)に、会員が、当日の午後4時までに、取引証拠金を緊急取引証拠金として本所に預託する制度です。

緊急取引証拠金所要額は、自己取引のリスク再計算額(前場取引終了時点で、通常の取引証拠金所要額の計算方法と同様に計算した額)に、自己及び委託取引に係る先物取引差金相当額並びに自己及び委託取引に係るオプション取引代金相当額を加減して得た額とします。緊急取引証拠金制度やこれに類似する制度は、世界の主要な先物取引所で導入されていることから、SPAN導入後の本所の制度は、より一層グローバル・スタンダード化することとなります。

改正制度の実施時期は、平成12年10月を目途とします。なお、現行制度との併用期間は設けないこととします。

- 本稿は、CMEが開示している情報に基づき、本所が作成したものであり、SPAN計算方法等に関する内容についてはCMEが開示している情報が優先しますので、御留意ください。
- SPAN[®]及びPC SPAN[®]は、CMEの登録商標です。SPANに関するすべての権利はCMEが所有しており、本所はその使用許可を受けています。いかなる者のSPAN及びPC SPANの使用に関しても、CMEは一切その責任を負うものではありません。
- SPAN計算に関する用語の名称は、今後変更する可能性があります。

以 上

SPAN[®]採用に伴う先物・オプション取引に係る証拠金制度の改正要綱

項 目	内 容	備 考
I 趣旨 II 改正概要 1 委託取引に係る証拠金 (1) 顧客が差し入れる証拠金 ① 証拠金所要額 ② SPANの設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 本所は、先物・オプション取引（株価指数先物取引，株券オプション取引，及び株価指数オプション取引をいう。以下同じ。）に係る証拠金所要額の計算にSPAN（Chicago Mercantile Exchange（以下「CME」という。）が開発した証拠金計算方法“ The Standard Portfolio Analysis of Risk ”の略をいう。以下同じ。）を採用することに伴い、先物・オプション取引に係る証拠金制度を改正することとする。 ● 顧客が差し入れる証拠金所要額は、先物・オプション取引の当該顧客の委託に基づく建玉についてSPANで計算した額から、株券オプション取引及び株価指数オプション取引（以下「オプション取引」という。）の当該顧客の委託に基づく建玉について計算したネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額以上とする（ネット・オプション価値の総額が正の数値である場合は当該数値を差し引き、当該総額が負の数値である場合は当該数値の絶対値を加える。以下証拠金所要額計算について同じ。） （注） 1 「ネット・オプション価値の総額」とは、「買オプション価値」の総額から「売オプション価値」の総額を差し引いて得た額とする。 2 「買オプション価値」とは、建玉が買い超過であるオプション取引の銘柄に関して、当該銘柄の証拠金算定基準値段を1単位当たりの額に換算した額に当該銘柄の売り買い差引建玉を乗じて得た額とする。 3 「売オプション価値」とは、建玉が売り超過であるオプション取引の銘柄に関して、当該銘柄の証拠金算定基準値段を1単位当たりの額に換算した額に当該銘柄の売り買い差引建玉を乗じて得た額とする。 ● 正会員又は特別参加者（以下「正会員等」という。）は顧客が差し入れる証拠金所要額を計算するために、SPANを設置するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本所は、顧客の希望に応じて、当該顧客が証拠金所要額の妥当性を確認できるよう、本所が指定するPC SPAN（パソコン用のソフトウェア）を有償で配布するものとする。 また、顧客は、本所の承認を得て、当該顧客のシステムにSPANの作り込みを行うことができる。 ● ネット・オプション価値及び顧客が差し入れる証拠金所要額は、PC SPANで計算することができる。 ● 受入証拠金の計算方法は現行どおり。 ● SPANの設置は、本所が指定するPC SPANを正会員等が保有するパソコンにインストールすること、又は正会員等のシステムに当該正会員等が

項 目	内 容	備 考
(2) 正会員等が預託する取引証拠金	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託取引に係る取引証拠金所要額は、先物・オプション取引の各顧客の委託に基づく建玉について計算した証拠金所要額を、全ての顧客について合計した額以上とする。 ● 正会員等は、委託取引に係る取引証拠金所要額を当日の本所が定める時刻までに、本所に申告するものとする。 ● 正会員等は、本所が必要と認める場合に、本所の請求に応じて、各顧客の銘柄ごとの建玉その他証拠金所要額計算に関する資料を提出するものとする。 ● 株価指数先物取引における各顧客の商品ごと銘柄ごとの売超建玉及び買超建玉を全ての顧客について合計した建玉及びオプション取引における各顧客の商品ごと銘柄ごとの売超建玉を全ての顧客について合計した建玉の申告は行わないものとする。 	<p>作り込みを行うことによるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委託取引に係る取引証拠金所要額の申告は、システムにより行う。
2 自己取引に係る取引証拠金	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己取引に係る取引証拠金所要額は、先物・オプション取引の自己計算による建玉についてSPANで計算した額にオプション取引の自己計算による建玉について計算したネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引終了後、自己取引に係る取引証拠金所要額をシステムにより通知する。
3 緊急取引証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> ● 午前立会において相場が異常に大きく変動した場合で本所が特に必要と認めるときには、正会員等は、以下の項目の内容に従って、正会員等が保有する金銭又は代用有価証券を緊急取引証拠金として本所に預託するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 半休日においては、緊急取引証拠金の預託は行わない。ただし、本所が特に必要と認める場合にはこの限りでない。
(1) 緊急取引証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急取引証拠金所要額は、自己計算による建玉に係るリスク再計算額に、自己及び委託取引に係る先物取引差金相当額並びに自己及び委託取引に係るオプション取引代金相当額を加減して得た額とする。 この場合において、本所は、株価指数先物取引における各限月取引（取引開始以来成立したことがない限月取引を除く。）の緊急清算指数及びオプション取引における各銘柄（取引開始以来成立したことがない銘柄を除く。）の緊急証拠金算定基準値段をその都度定めることとする。 （注） 1 リスク再計算額とは、緊急取引証拠金発動時における先物・オプション取引の建玉についてSPANで計算した額にオプション取引の建玉について計算したネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額とする。 2 先物取引差金相当額とは、株価指数先物取引の前日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急取引証拠金を預託させる旨及び所要額の通知は、午前立会の取引終了後速やかに、FAX送信及びシステムにより行う。 ● 先物取引差金相当額又はオプション取引代金相当額については、受取りとなる場合は当該額を差し引き、支払いとなる場合は当該額を加える。 ● リスク再計算額の算出におけるSPAN及びオプション価値の計算は、清算指数及び証拠金算定基

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 緊急取引証拠金の有価証券による代用</p> <p>(3) 緊急取引証拠金の預託時限</p>	<p>じ。)における建玉及び緊急取引証拠金発動時までの取引について、緊急清算指数を基準として値洗いした場合の差金(引直差金及び更新差金)に相当する額とする。</p> <p>3 オプション取引代金相当額とは、オプション取引の緊急取引証拠金発動時までの取引代金についての総支払金額と総受入金額の差引額に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急取引証拠金は、有価証券により代用することができるものとする。 ● 代用有価証券の範囲は、本所が定めるものとする。 	<p>準値段に代えて、緊急清算指数及び緊急証拠金算定基準値段を用いて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急取引証拠金発動時までに成立した取引は、緊急取引証拠金所要額の計算上、全て新規建てされたものとみなす。 ● 代用有価証券の範囲は通常の取引証拠金におけるものと同様とし、その評価は、本所に預託する日の前々日の時価により行うものとする。
<p>III その他</p> <p>1 SPANリスク・パラメーター・ファイルの配信</p> <p>2 SPANパラメーターの設定</p> <p>3 SPANパラメーターの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 正会員等は、自己取引に係る取引証拠金預託額が緊急取引証拠金所要額に満たない場合には、当日の午後4時までに、当該差額に相当する額の正会員等が保有する金銭又は有価証券を本所に預託するものとする。 ● 本所は、毎日、正会員等又は顧客がSPANの計算を行うために必要なデータ(以下「SPANリスク・パラメーター・ファイル」という。)を作成し、正会員等又は顧客に配信することとする。 ● 本所は、SPANリスク・パラメーター・ファイルを作成するために必要な変数等(以下「SPANパラメーター」という。)をあらかじめ定められた方法に基づいて設定するものとする。 ● 本所は、定期的又は本所が特に必要と認める場合に、SPANパラメーターの見直しを行うものとし、当該見直しの結果、SPANパラメーターの変更が必要と本所が認める場合には、本所の指定する日からSPANパラメーターを変更することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急取引証拠金所要額に基づく自己取引に係る取引証拠金の返戻は行わない。 ● SPANリスク・パラメーター・ファイルの配信は、取引終了後、システムによる配信並びに本所ホームページ及びCMEホームページにおける掲載により行う。
<p>IV 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施時期は、平成12年10月を目途とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の証拠金計算方法との併用期間は設けない。

* SPAN[®]とは、CMEに登録された商標であり、この資料における使用は許諾されている。CMEは、いかなる者もしくは団体によるSPAN[®]の利用について一切の責任を負わない。